

マイナ保険証を保有しない方への資格確認書の送付 Q & A

【凡例】マイナ保険証：健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカード
組合員証等：水色のカード型の組合員証及び被扶養者証

Q1 資格確認書とはなにか。なぜ、送付されてきたのか。

A1 令和6年12月2日以降、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行しましたが、マイナ保険証をお持ちでない方には、保険診療を受けるための組合員証等に替わる「資格確認書」（薄い緑色のハガキ型の厚紙）を交付しています。

また、既に交付されていた組合員証等には、令和7年12月1日まで保険診療を受診できる経過措置が設けられています。

この度、経過措置終了にあたり、マイナ保険証を有しない方に、切れ目なく保険診療を受けていただけるよう組合員証等に替わる「資格確認書」を送付しました。

Q2 すでに退職、扶養取消、所属所異動している者の資格確認書が届いた。

Q2 お手数をお掛けしますが、返送の理由のメモ等をつけて、資格担当まで郵・遞送等で返送をお願いいたします。

Q3 マイナンバーカードは持っているが健康保険証の利用登録していないにも関わらず、今回、資格確認書が交付されていない。

A3 今回の資格確認書の交付対象は以下①②いずれにも該当する方です。

①令和6年12月2日までに組合員証等が交付されている方。※1

②医療保険のデータベースから提供される情報で、マイナ保険証を保有していないことが確認できた方。※2

※1：組合員証等が交付されていたが、令和6年12月2日以降、紛失や氏名変更により資格確認書（有効期限が令和7年12月1日までのもの）が交付されている方を含みます。

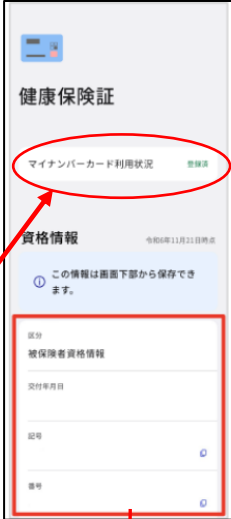
※2：医療保険のデータベースから、マイナ保険証の保有状況が、月次で提供されます。今回、令和7年9月30日現在の情報に基づいて作成しています。

まずは、マイナポータルで健康保険証利用登録の状況をご確認ください（下記参照）。

マイナンバーカードの交付を受けていないにも関わらず、今回「資格確認書」が交付されていない場合は、資格担当までご連絡をお願いします。



- ・スマートフォン
・マイナンバーカード
を用意します
- 「マイナポータル(モバイルアプリ)」にログインします。
- 「健康保険証」を押します
- 「未登録」もしくは「登録済み」と表示されるので
ご自身の登録状況をご確認ください



0120-95-0178
マイナンバーカードの
保険証利用について
もっと知りたい方は
こちら

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

マイナ保険証の登録状況に関わらず「資格情報」の欄に「公立学校共済組合大阪支部」が表示されていれば、受診時に、医療機関等がオンライン資格確認により、公立学校共済組合大阪支部の加入であることが確認できます。（受診には、マイナ保険証もしくは資格確認書が必要です。）

マイナポータルへのログイン方法はデジタル庁のホームページで
くわしい動画解説が公開されていますのでご参照ください。

<https://services.digital.go.jp/mynportal-app/help/>



「登録済み」で、「資格情報」に「公立学校共済組合大阪支部」の情報が表示されている場合は、マイナ保険証の利用登録をされていますので、「資格確認書」は送付しません。マイナ保険証で保険診療を受けてください。

組合員証等が交付されており、「健康保険証」のマイナンバーカード利用状況が「未登録」になっているにもかかわらず、今回、「資格確認書」が送付されていない場合は、資格担当までご連絡をお願いします。

Q4 マイナポータルで確認すると「登録済み」になっているが、マイナ保険証の利用登録をした覚えがない。

A4 公立学校共済等の第三者が勝手にマイナ保険証の利用登録をすることはできません。マイナ保険証の登録は、マイナポータルや医療機関等に設置されているカードリーダー、セブン銀行のATMからご自身で登録します。よくある事例としては、「マイナポイント事業」で、全てのポイントを受け取るためにはマイナ保険証の登録が必要であったため、その際に登録されていることがあります。

Q5 マイナンバーカードは持っておらず、マイナンバーも付番されていないはず。

A5 マイナンバーカードの申請の有無に関わらず、マイナンバー（個人番号）は、国内に住民票を有する方、全員に付番されています。現在、共済組合を含む各健康保険組合が、マイナンバーをキーにして加入者の健康保険資格の情報を医療保険のデータベースに登録することにより、医療機関がオンラインで受診者の資格確認をする仕組みになっています。

Q6 資格取得や扶養認定の確定が令和6年12月2日以降のため、組合員証等が交付されていない者はどうなるのか。

A6 資格取得、扶養認定が令和6年12月2日以降の場合、全ての方に、資格取得・扶養認定時に、有効期限が短い「資格確認書（A4）」を交付しています。マイナ保険証を保有していないことが確認できた方には、有効期限到来前に、有効期限が長い「資格確認書（ハガキ型）」をお送りしています（マイナ保険証を保有している方には送付しません。）。

Q7 今回、送付されている「資格確認書」の有効期限が、令和11年12月31日となっているのはなぜか。

A7 「資格確認書」には、最長で5年以内の有効期限を付すことが定められています。そのため、大阪支部では、交付日から4年経過後の最初の12月31日を有効期限としています。今回の送付分は、令和11年12月31日を設定しています。臨時的任用職員等の組合員であっても、任用期間に関わらず同じ有効期限を設定していますが、退職等で資格喪失した後は使用することはできませんのでご注意ください。なお、75歳に到達する（後期高齢者医療保険に加入）等により、令和11年12月31日より短い有効期限となっている場合もあります。

Q8 有効期限が到来したときにはどうなるのか。

A8 有効期限の到来時（令和11年秋頃）においても、マイナ保険証を保有されていない場合は、有効期限を更新した「資格確認書」を送付します（申請不要）。

その時点で、マイナ保険証を保有している場合は、何も送付はしませんので、マイナ保険証で保険診療を受けてください。有効期限が過ぎた「資格確認書」は各自で廃棄をお願いします。

Q9 資格取得年月日が、就職した日になっていない。

A9 給与支給機関の異動や雇用形態の変更等があった場合、資格取得年月日は、最初の資格取得年月日ではない日付が印字されている場合があります。

Q10 マイナ保険証の利用登録をしているが、「資格確認書」は交付してもらえないか。

A10 マイナ保険証を保有している方に「資格確認書」は原則、交付できません（マイナ保険証で受診することが困難である場合はQ11をご覧ください。）。

マイナンバーカードの健康保険証利用登録を解除し、「資格確認書」の交付を希望される場合は、大阪支部ホームページから「マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除申請書」（3-9）を印刷し、所属所を通じて解除申請を行ってください。健康保険証利用登録を解除のうえ、「資格確認書」を交付します（資格確認書は、申請受付後、速やかに交付しますが、利用登録解除（マイナポータルへの反映）には1～2か月要します。）。

Q11 被扶養者が要介護者であるため、マイナ保険証で医療機関を受診することが困難であるが、マイナ保険証の利用登録を解除しないと「資格確認書」を交付してもらえないか。

A11 対象者が、要介護の高齢者である、障がいをもっている、もしくはこれらに類する理由により、保有するマイナ保険証を利用して医療機関を受診することが困難である場合は、要配慮者として、マイナ保険証の利用登録解除をせずに「資格確認書」の交付を受けることができるとされています。

該当する場合は、大阪支部ホームページから「（マイナ保険証の利用が困難な方用）資格確認書交付申請書」（3-8）を印刷し、所属所を通じて申請してください。

Q12 今回、「資格確認書」が届いたが、最近、マイナ保険証の利用登録を行った。「資格確認書」は返送しないといけないか。

A12 返送は不要です。有効期限が切れましたら、ご自身で廃棄をお願いします。有効期限内に資格を喪失した場合は、返送をお願いします。

Q13 水色のカード型の組合員証等は令和7年12月2日以降、返送しないといけないか。

A13 返送は不要です。ただし、資格喪失が令和7年12月1日以前の場合は、従来どおり返送をお願いします。

Q14 マイナ保険証の利用登録をしているが、マイナンバーカードを紛失した。

A14 お住いの市区町村にて、マイナンバーカードの再交付手続きを行ってください。またマイナンバーカードが再交付されるまでに医療機関等を受診するために「資格確認書」が必要な場合は、大阪支部ホームページから「紛失届 兼 資格確認書等交付申請書」（3-4）を印刷し、所属所を通じて「資格確認書」の交付を申請してください。有効期限が短い「資格確認書（A4）」を交付します。

Q15 マイナ保険証の利用登録をしているが、今回、資格確認書が届いた。

A15 今回、医療保険のデータベースから提供された令和7年9月30日現在のマイナ保険証の保有状況に基づき「資格確認書」を作成しました。そのため、その後にマイナンバーカードの健康保険証利用登録をされた方やマイナンバーカードの電子証明書の有効期限を過ぎていたが更新手続を行った方等、現在、マイナ保険証が利用できる方にも交付される場合があります。

その場合、返送は不要です。有効期限が切れましたら、ご自身で廃棄をお願いします。有効期限内に資格を喪失した場合は、返送をお願いします。

〔問い合わせ先〕

〒540-8571 大阪市中央区大手前2丁目

公立学校共済組合大阪支部 資格担当

電話 06-6941-3164（直通）

FAX 06-6941-3672

<https://www.kouritu.or.jp/osAkA/index.html>

